

須崎市子ども読書活動推進計画



平成20年2月
須崎市
須崎市教育委員会

はじめに

読書活動は、子どもが言葉を学び、読解力・表現力・想像力を高め、心を育むなど、生きる力を身に付けていく上での大きな力となりうるものであります。

しかし近年、テレビ・ビデオ・インターネット等の情報メディアの発達により、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化し、「読書離れ」が指摘されています。

須崎市では、平成 18 年度「日本で一番子どもたちが本を読むまちをつくる会」の方々から、市内の小中学校と保育所等に 7,000 冊余りの本が寄贈されました。これをきっかけに、4 月から市内全校で朝の 10 分間読書を開始しました。静寂の中で朝のスタートが切れ、落ち着いた一日が送れるという嬉しい報告が学校から届いています。また、保育所等からも真新しい本が園児の近くに置かれ、今まで以上に本に興味を示すようになったとの報告がありました。しかしながら、読書傾向の偏りや読書量の個人差の大きさなど気になる課題もあります。

そこで、今後のさらなる読書活動の充実を目指し、「須崎市子どもの読書活動推進計画」を策定しました。今後、須崎市の子どもたちが心豊かに育っていくことを願ってこの計画を推進してまいります。



目次

第1章	子ども読書活動の基本的な考え方	1
1.	計画策定の趣旨	1
2.	須崎市の子どもの読書活動の現状と課題	1
3.	計画の期間	1
第2章	計画推進のための基本方針	2
1.	目標と基本方針	2
2.	子どもの読書活動推進計画の体系	2
第3章	子どもの読書活動推進のための方策	3
1.	家庭・地域における読書活動の推進	3
2.	学校・保育所等における読書活動の推進	4
3.	図書館における読書活動の推進	6
資料編		
1.	読書アンケート調査結果（平成18年度実施）	8
2.	須崎市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要項	16
3.	須崎市子ども読書活動推進計画策定委員会委員	18
4.	子どもの読書活動推進に関する法律	19
5.	文字・活字文化振興法	22

第1章 子ども読書活動の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

読書活動は人格形成のうえで大きな役割を担っており、表現力を高め、想像力を豊かにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

本市においては、国および県の方針に基づき「須崎市子ども読書活動推進計画」を策定し、取り組みを進めることとします。

2. 須崎市の子どもの読書活動の現状と課題

平成18年度、小中学生を対象に行った読書アンケートでは、本を読むことが好きだと答えた小学生は74%、中学生は55%でした。学校の図書館の利用については「ほぼ毎日」と答えた小学生は34%、中学生は7%でした。学校以外の図書館の利用については、「よく利用する」と答えた小学生は14%、中学生は4%という結果でした。

この結果から、本は好きだが学校の図書館を含め他の図書館の利用は少ない現状が伺えます。中学生になるとこの現状はさらに強くなります。また、中学生が読む本の傾向はSF・ファンタジー・推理小説、特に女子は恋愛小説などに偏りがみられ、文学書・歴史・伝記などは敬遠されがちです。

また、平成19年度に各園に行ったアンケート結果を見てみますと、家庭と各園で連携した読書活動の必要性や、ボランティアなどによる読み聞かせやストーリーテリングの希望などが寄せられていました。

心も身体も大きく成長するこの時期に、特定の分野にとどまらず、多くの分野のすばらしい本と出会える機会を与えたいものです。

以上のことから、今後、家庭・学校・地域・行政が連携しての環境整備が必要です。

3. 計画の期間

この計画は、平成20（2008）年度から平成24（2012）年度までの5年間を対象とします。

ただし、必要に応じて見直しを行うものとします。

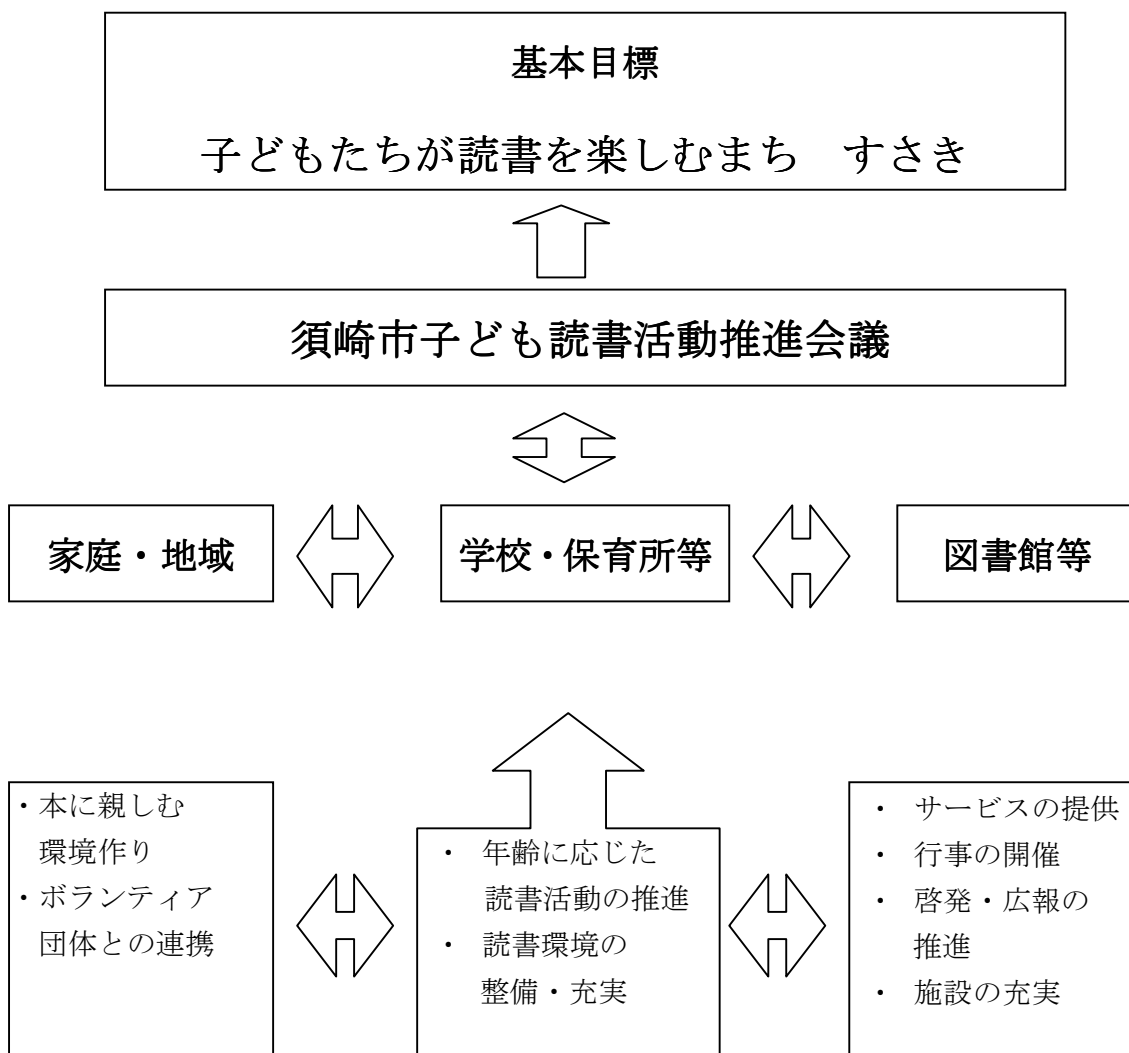
第2章 計画推進のための基本方針

1. 目標と基本方針

「須崎市子どもの読書活動推進計画」においては、すべての子どもたちが本に親しむことのできるような環境の整備を目標に、以下の点を基本とします。

- (1) 家庭・学校・地域等、社会全体で連携し、子どもの読書環境の整備・充実を推進します。
- (2) 市立図書館と学校図書館の充実を図り、連携を深めます。
- (3) 子どもの読書活動に対する理解と関心を深めるため、啓発・広報の推進を図ります。

2. 子どもの読書活動推進計画の体系



第3章 子どもの読書活動推進のための方策

1. 家庭・地域における読書活動の推進

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

多くの子どもにとって、本との初めての出会いは乳幼児期における家庭での読み聞かせです。そのとき、保護者は子どもに深い愛情を抱き、子どもには豊かな感性や情操が育まれます。そのためには、保護者自身が本に対して興味・関心を持ち、楽しみながら読書を行うことが大切です。

子どもの読書習慣は、幼い頃の家庭での体験が基盤となり身に付くものであることから、家庭内の環境整備を整えることが必要です。

【具体的な方策】

- 図書館が行っている行事に積極的に参加するように、家庭への働きかけを進めます。
- 家庭で本と触れ合える環境づくりをすることを促します。
- 親子読書の楽しさを伝えるため、おはなしの会等を積極的に支援します。

(2) 地域における子どもの読書活動の推進

地域の図書館は、住民にとって身近に本と触れ合う施設であり、自分の読みたい本が自由に選べる読書活動の場です。

そのため、子どもたちの読書需要に対応できるように、図書資料の充実を図るとともに、子どもと本を結ぶ読書ボランティア活動を支援し、子どもの読書活動を推進します。

【具体的な方策】

- 子どもたちが自分の読みたい本が自由に選べるように、児童用図書・資料の収集に努めます。
- 子どもの読書活動にかかわる保護者・教育関係者・ボランティアなどを対象に、読書の楽しさや必要性について学ぶ研修会や講座を開催します。



2. 学校・保育所等における読書活動の推進

(1) 保育所等における読書活動の充実

乳幼児期に絵本に出会い、「おはなし」の楽しさを感じることは、読書習慣を身に付けるために大変重要です。同時に、子どもの成長発達にとって大切な要素を持っています。そのため、保育所等においては、日常保育の中で、絵本と身近に触れ親しむ環境づくりに努めています。

乳児にとって、絵本はまだまだおもちゃの一つであり、いつでも見て、触れて親しみを持つことができるものです。また、保育者に絵本を読んでもらうことにより、乳児は喜びや満足感を持つことができます。

幼児期になると、子どもたちは絵本に対してさらに関心が広がり、物語を楽しんだり、想像したり、「ごっこ遊び」を展開できるようになります。そのため、お話や読み聞かせに十分時間をとることが必要です。

また、落ち着いて絵本や「おはなし」の世界で遊ぶためには、絵本コーナーの工夫や、子ども自身の好奇心の広がる絵本や図書資料が必要です。

【具体的な方策】

- 保育所等では、絵本の読み聞かせを積極的に行い、子どもたちが絵本や物語に親しむ機会を多くするように努めます。
- 職員が絵本の読み聞かせや、おはなしの大切さを共有できる研修会を開催します。
- 絵本や物語を通して、子どもたちと楽しみ「おはなしの世界」を共有し、絵本の楽しさに触れる機会を作ります。
- 乳幼児が生活の中でいつでも身近に絵本に触れ、豊かなおはなし体験ができるよう絵本コーナーを工夫したり、図書資料の充実を図ります。
- 保護者等に対しては、家庭で子どもと一緒に絵本を読むことや、保護者自身が楽しみ、読書に親しみを持つように働きかけます。また、絵本の貸し出しの充実やクラス懇談会等で、読書活動の重要性を伝えていきます。
- 図書館・小中学校・地域のボランティア等との連携を深めていきます。

(2) 学校における読書活動の推進

①読書指導の充実

本市では、平成18年4月より朝の10分間読書を全小中学校で実施しており、常に子どもたちの手元に本がある生活は定着しています。しかしながら、平成18年度末に行った読書アンケート調査を見てみますと、読書傾向の偏りや、中学生の読書離れなど気になる結果が出ています。読書習慣の定着を図るためには、学校・家庭・地域が連携し、子どもたち一人一人が生涯にわたって読書を楽しむ環境づくりを進めていく必要があります。

そのためには、国語科などの教科の授業はもちろん、さまざまな機会に本と触れ合う場を設け、子どもの発達状況に応じた読書活動の充実を図っていかねばなりません。

【具体的な方策】

- 市内小中学生一斉の朝の10分間読書を行います。
- 読書ボランティアやゲストティーチャーによる「読み聞かせ」や「ブックトーク」を行うなど、各学校の状況に応じた読書活動を推進します。
- 読書の楽しさを体得できる授業の創造に努めます。
- 家庭読書への呼びかけを積極的に行います。

②学校図書館の充実

学校図書館は、読書センターとしての役割と学習情報センターとしての役割を担っています。そのため、学校図書館が子どもたちに活用しやすい場所となるように、司書教諭を始め図書館主任・教職員・ボランティアなどが連携・協力しながら充実を図っていくことが大切です。

【具体的な方策】

- 児童生徒が図書資料を活用しやすいように、ボランティアなどの協力を得ながら環境づくりに努めます。
- 学習計画に基づいた蔵書の充実に努めます。
- 司書教諭の資質向上を図り、司書教諭未配属の学校との情報の共有化に努めます。

3. 図書館における読書活動の推進

図書館が子どもに読書の喜びと大切さを広めるためには、施設環境の整備・図書館資料の充実・司書等職員の資質向上、および効果的なサービス体制の構築が必要です。

(1) 施設環境の整備

昭和 42 (1967) 年に中央公民館の付設館として建設された市立図書館は、老朽化のため開架・閲覧機能が十分に果たせなくなりました。

新図書館が建設される場合には、施設の適正な広さの確保や必要な設備について考慮します。

また、家庭や学校から図書館資料を検索し、かつ貸出業務等の円滑化を図るため、資料をデータベース化し「高知県図書館横断検索システム」への早期参入を推進します。

(2) 資料の充実

現在、図書館の蔵書冊数約 27,000 冊のうち、約 12,000 冊 (約 44%) が児童用図書です。図書館では、従来より子どもの読書活動支援のために児童書の収集に努めてきました。今後は、乳幼児期・学童期・青年期と進む子どもたちにきめ細かく対応するため、さらに絵本・紙芝居および図書など資料の充実を図ります。

また、読書への導入や調べ学習等への対応策として、関係視聴覚資料の充実および利用者用のコンピュータ機器の設置などを含めて、新しいメディアに対応した資料の収集を図ります。

(3) 読書活動支援体制の充実

子どもの読書活動を支援するうえで、子どもの成長過程を理解し、資料の選択・収集・提供・読書相談およびレファレンス等の業務を効果的に遂行することは重要です。そのために、司書及び職員は研修や研究会へ参加し、図書館員としての資質向上に努めます。

また、学校や保育所等の団体貸出については、貸出を希望する団体との調整を図りながら資料の効果的活用に努めます。さらに、情報提供・読書相談およびレファレンスサービス等により、これらの団体の支援に努めます。

(4) 情報の発信・提供

現在、図書館では市広報誌やケーブル放送を通じて本に関する情報を提供しています。さらに、絵本のブックリストも配布しています。子どもや子どもを取り巻く大人達の読書活動が一層広がるように、これらの情報提供の充実に努めるとともに、講演会などを行います。

(5) ボランティア団体等との連携

現在、図書館ではボランティア団体等の協力により、おはなし会の開催や子ども向けの飾り付けを実施しています。

多様なボランティアが図書館の活動に主体的に参加できる運営を目指します。また、ボランティアのさらなる資質向上を期待し、研修会を行います。

(6) 特別な支援が必要な子どもや外国人へのサービスの充実

現在、図書館では特別な支援が必要な人を対象に大活字本や録音資料などを収集しています。しかしながら、特別な支援が必要な子どもや外国人向けの資料は、利用者や要望がさらに限られることから収集できていません。

多様な利用者の要望に応えるため、県及び他市町村等の関係機関と連携し資料の収集に努めます。



須崎市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要項

(

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法第154号)第9条の規定に基づき、須崎市における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「読書活動推進計画」という。)を策定するに当たり、市民の意見を反映させるため、須崎市子どもの読書活動推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 読書活動推進計画の策定を行うこと。
- (2) 子ども読書の振興策について検討を行うこと。
- (3) その他読書活動推進に関することを行うこと。

(組織)

第3条 委員会は、教育委員会が委嘱する8人以内をもって組織する。

(委員会及び副委員長)

第4条 委員会に、委員の互選により委員長1名、副委員長1名を置く。

- 2 委員長は、委員会を主催する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

(委員の任期)

第6条 委員会は、設置の日から平成20年3月31日まで置くものとする。

(事務局)

第7条 事務局は教育委員会事務局学校教育課に置く。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定めることができる。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

須崎市子ども読書活動推進計画策定委員会委員

氏名	所属等
堅田 代志子	横浪小学校長
谷口 ひとみ	上分保育園長
岡崎 厚子	須崎市社会教育委員
市川 理恵	読み聞かせボランティア
堅田 悦子	須崎市教育研究所長
土居 信一	須崎市教育委員会生涯学習課長
宮崎 香	須崎市立図書館長
尾崎 恵子	須崎市教育委員会指導主事

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成 13 年 12 月法律第 154 号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

文字・活字文化振興法

(平成十七年七月二十九日法律第九十一号)

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係機関等との連携強化）

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（地域における文字・活字文化の振興）

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。



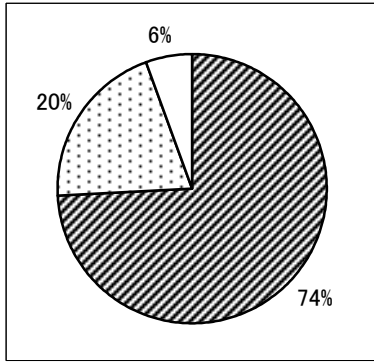
イラスト提供 南中学校 池田 由紀子教諭

小・中学生対象読書アンケート

平成18(2006)年11月調査
須崎市教育委員会

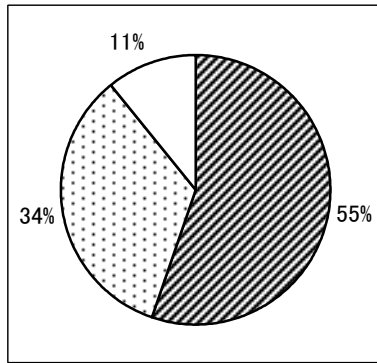
①本を読むのが好きですか

(小学校)



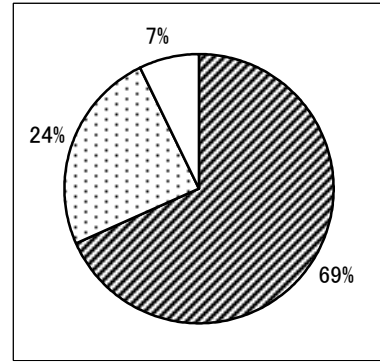
	小学校
はい	943
どちらでもない	257
いいえ	72

(中学校)



	中学校
はい	311
どちらでもない	192
いいえ	61

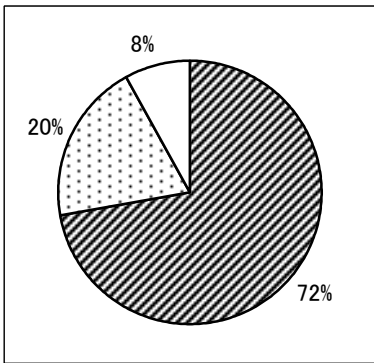
(市全体)



	市全体
はい	1254
どちらでもない	449
いいえ	133

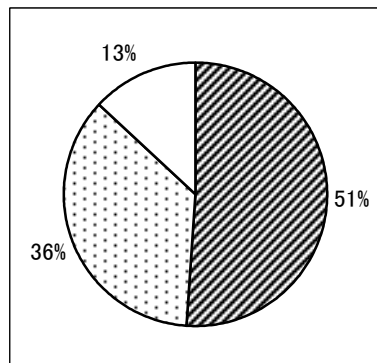
②朝の10分間読書は楽しいですか

(小学校)



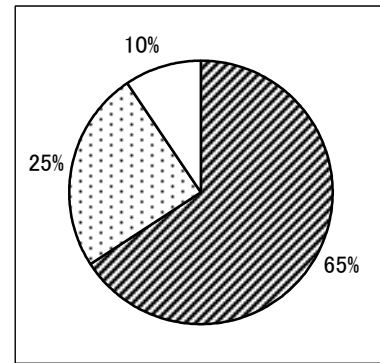
	小学校
はい	920
どちらでもない	250
いいえ	102

(中学校)



	中学校
はい	291
どちらでもない	203
いいえ	74

(市全体)



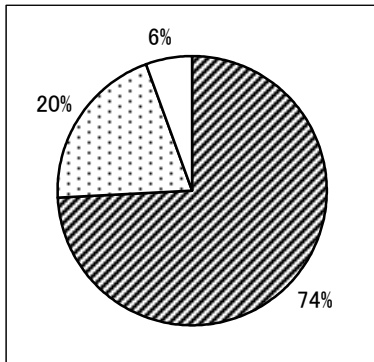
	市全体
はい	1211
どちらでもない	453
いいえ	176

小・中学生対象読書アンケート

平成18(2006)年11月調査
須崎市教育委員会

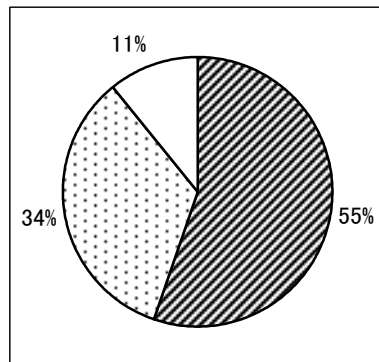
①本を読むのが好きですか

(小学校)



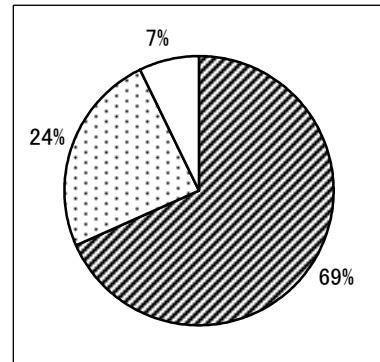
	小学校
はい	943
どちらでもない	257
いいえ	72

(中学校)



	中学校
はい	311
どちらでもない	192
いいえ	61

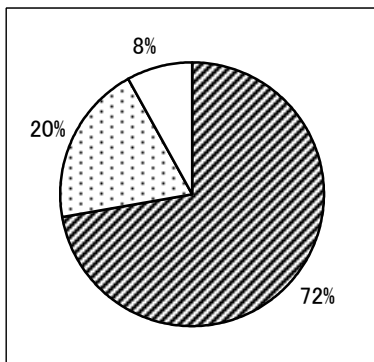
(市全体)



	市全体
はい	1254
どちらでもない	449
いいえ	133

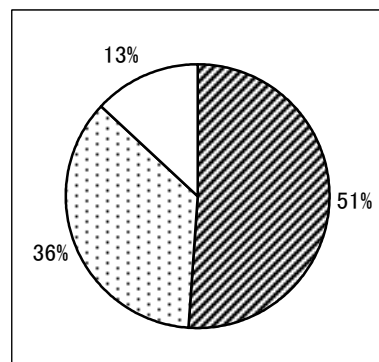
②朝の10分間読書は楽しいですか

(小学校)



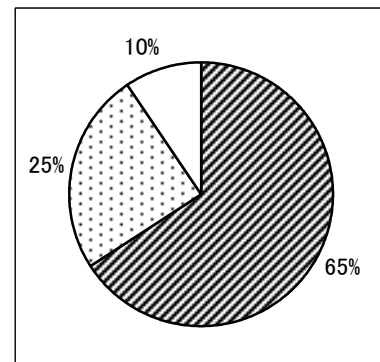
	小学校
はい	920
どちらでもない	250
いいえ	102

(中学校)



	中学校
はい	291
どちらでもない	203
いいえ	74

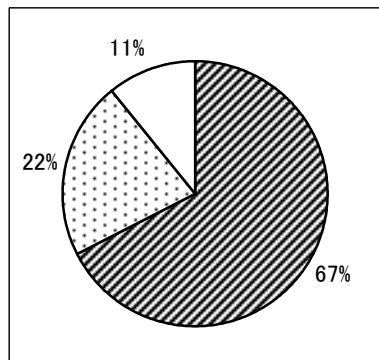
(市全体)



	市全体
はい	1211
どちらでもない	453
いいえ	176

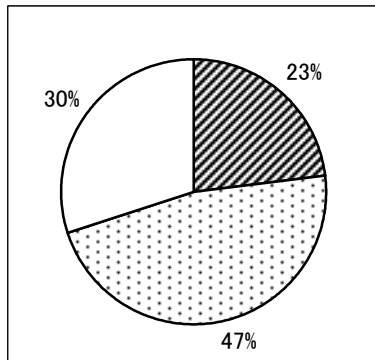
⑤図書室には、読みたいと思う本がたくさんありますか

(小学校)



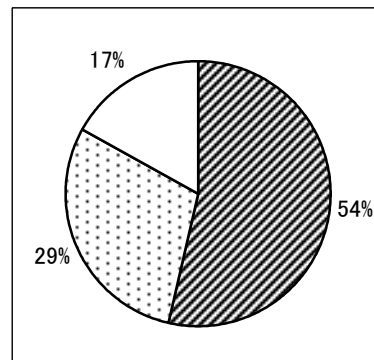
	小学校
はい	855
どちらでもない	273
いいえ	139

(中学校)



	中学校
はい	131
どちらでもない	268
いいえ	170

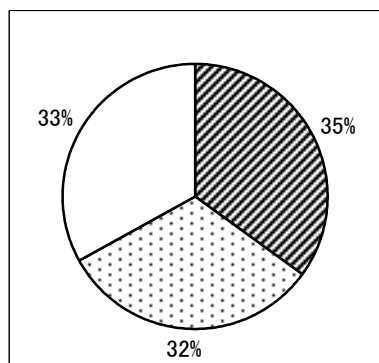
(市全体)



	市全体
はい	986
どちらでもない	541
いいえ	309

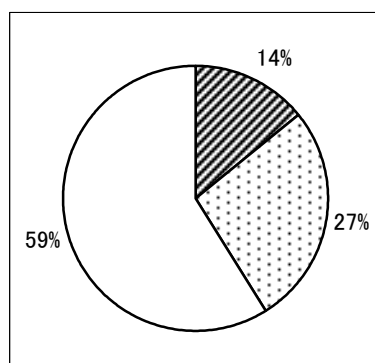
⑥家でも本を読みますか

(小学校)



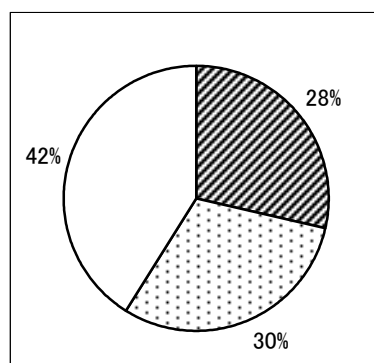
	小学校
ほぼ毎日	444
週に半分	405
ほとんどしない	421

(中学校)



	中学校
ほぼ毎日	80
週に半分	155
ほとんどしない	335

(市全体)



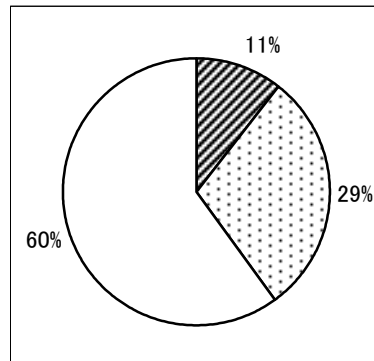
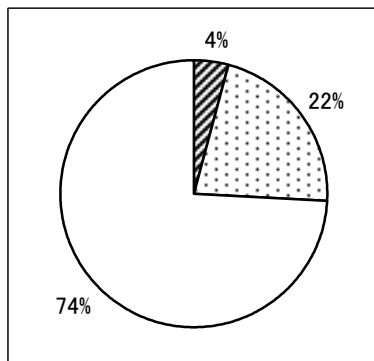
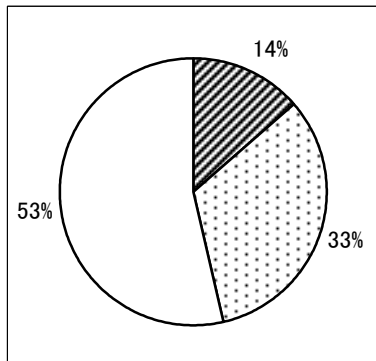
	市全体
ほぼ毎日	524
週に半分	560
ほとんどしない	756

⑦学校以外の図書館をよく利用しますか

(小学校)

(中学校)

(市全体)

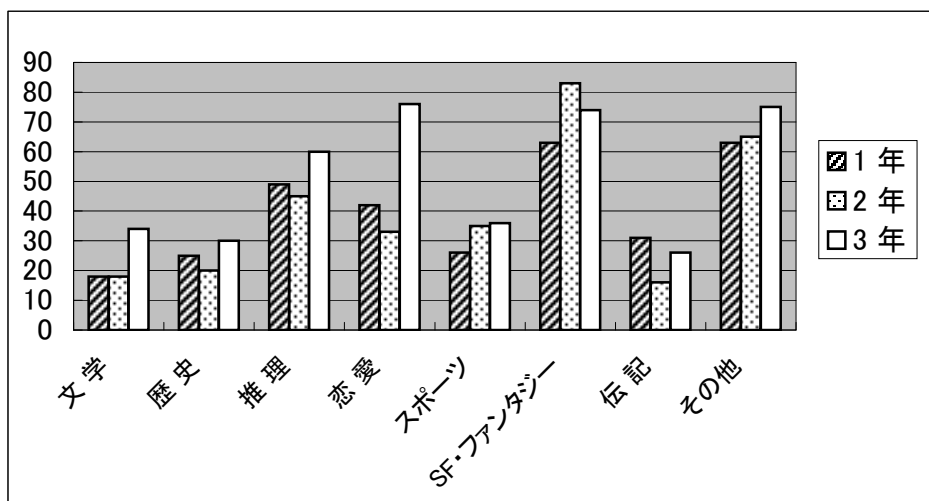


	小学校
よくする	173
たまにする	417
ほとんどしない	679

	中学校
よくする	23
たまにする	124
ほとんどしない	423

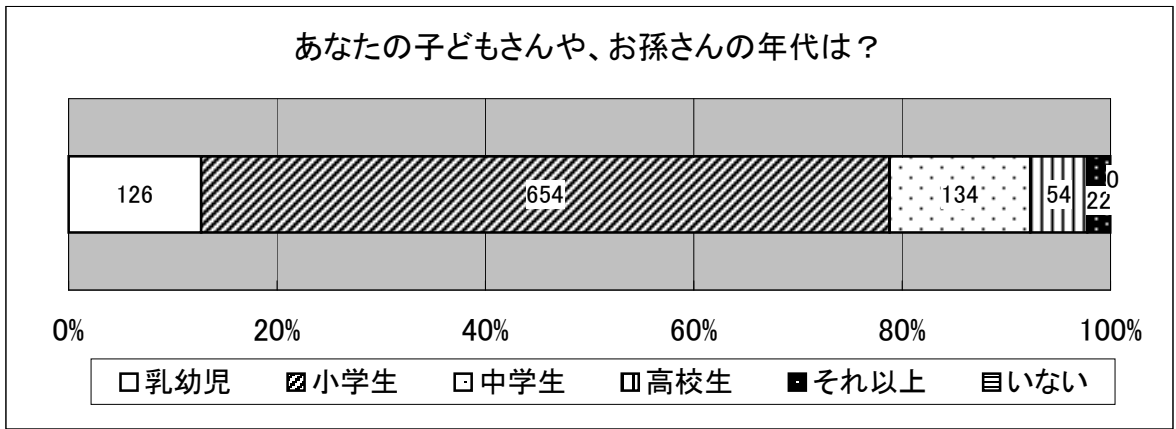
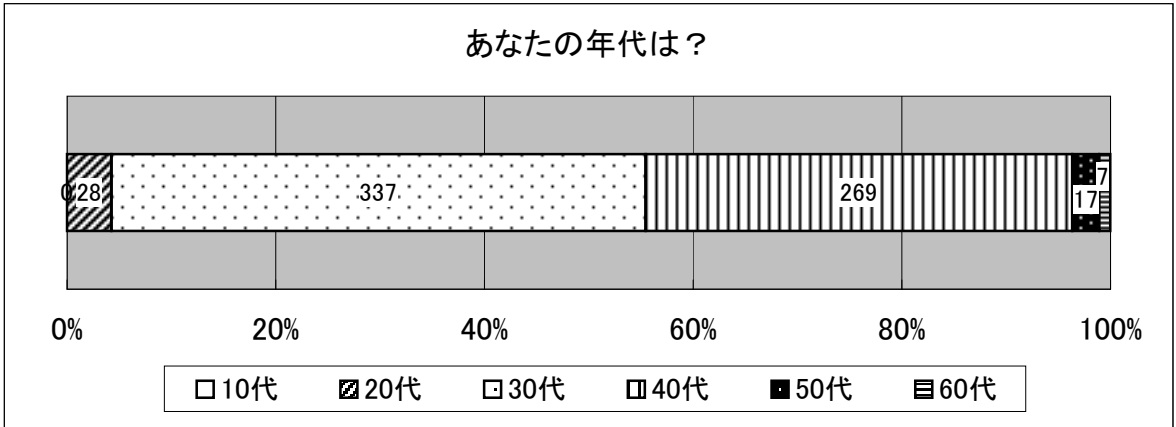
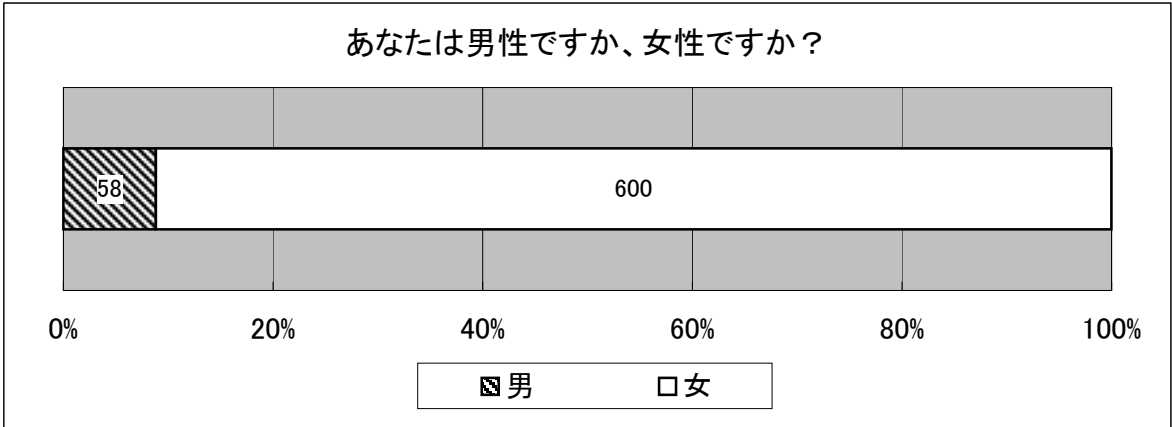
	市全体
よくする	196
たまにする	541
ほとんどしない	1102

⑧どのようなジャンルの本を読んでいますか(中学校)

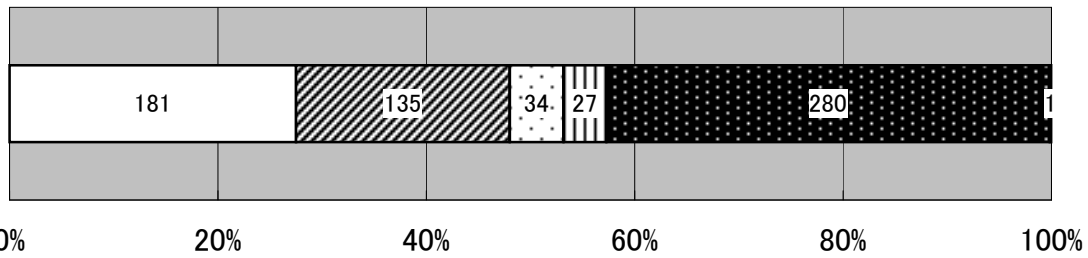


	文学	歴史	推理	恋愛	スポーツ	SF・ファンタジー	伝記	その他
1年	18	25	49	42	26	63	31	63
2年	18	20	45	33	35	83	16	65
3年	34	30	60	76	36	74	26	75
合計	70	75	154	151	97	220	73	203

小学生保護者対象アンケート

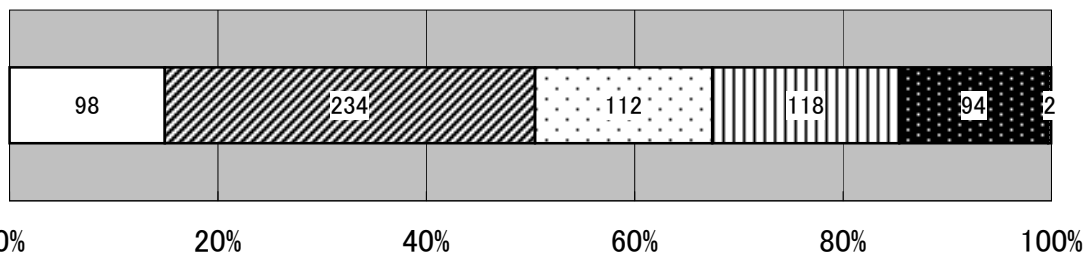


あなたは、本をどれくらい読みますか？



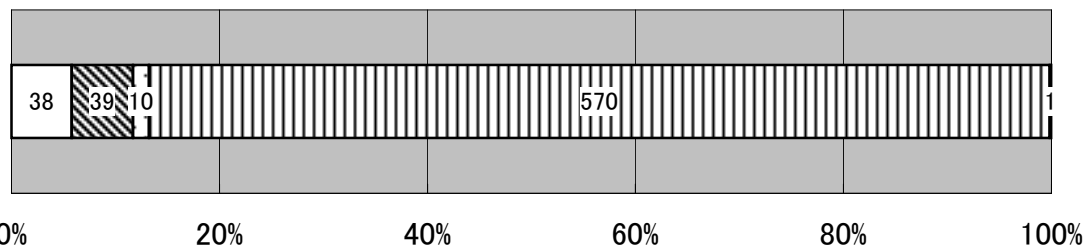
□月1冊程度 ■月2~4冊程度 □月5冊程度 □月10冊程度 ■ほとんど読まない □無答

あなたのお子さん(お孫さん)は、本をどれくらい読みますか？



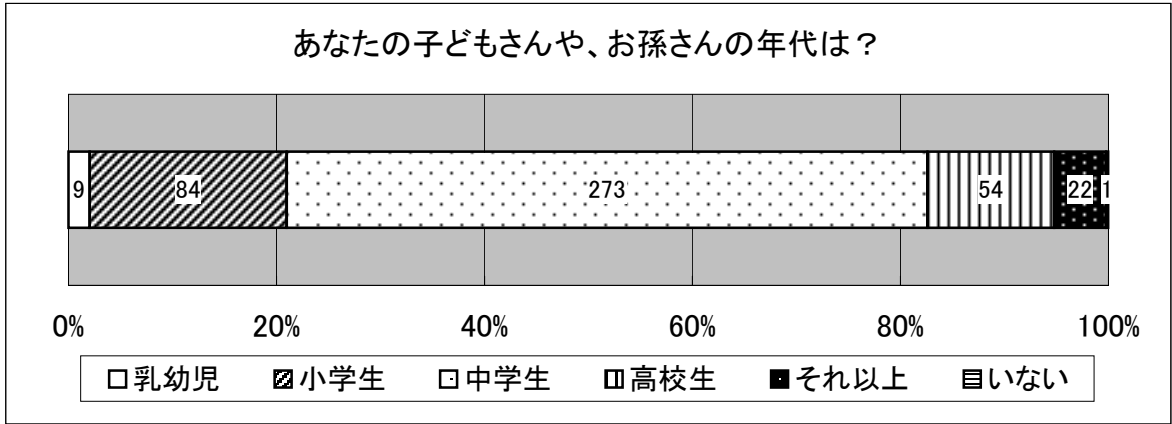
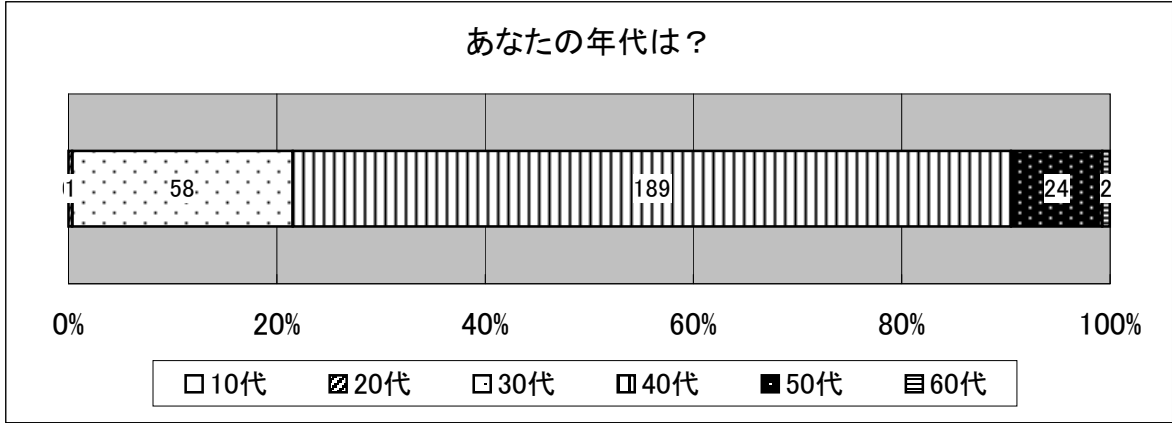
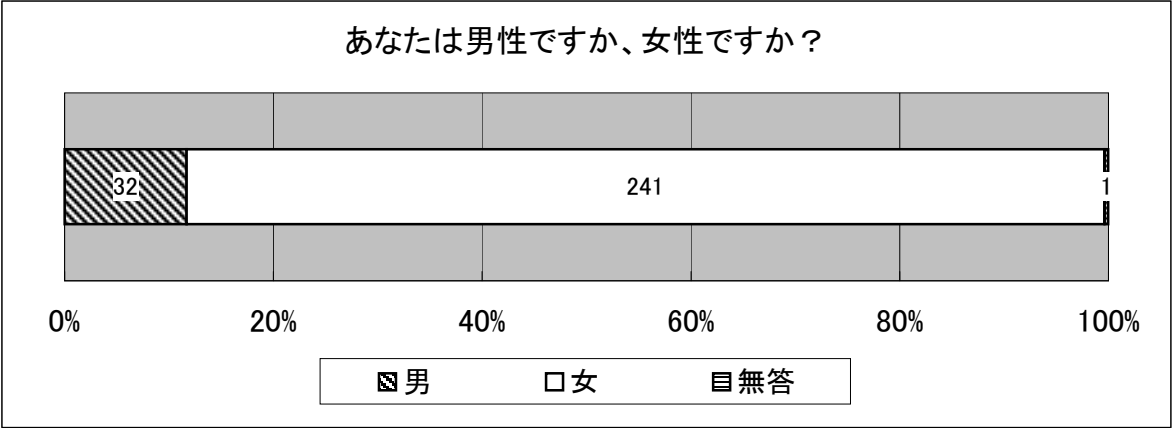
□月1冊程度 ■月2~4冊程度 □月5冊程度 □月10冊程度 ■ほとんど読まない □無答

あなたは須崎市立図書館をどれくらい利用しますか？

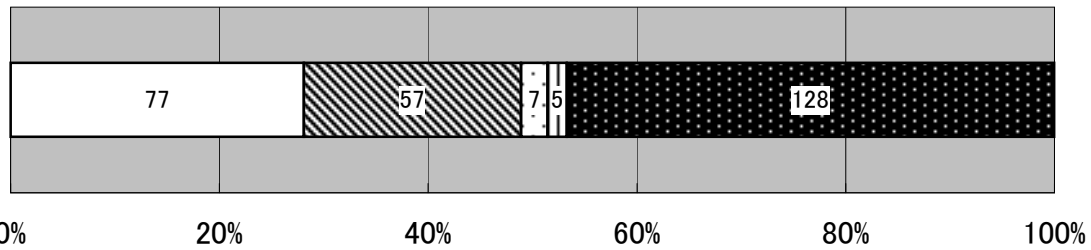


□月1回位 ■月2~3回位 □月4回位 □ほとんど利用しない □無答

中学生保護者対象アンケート

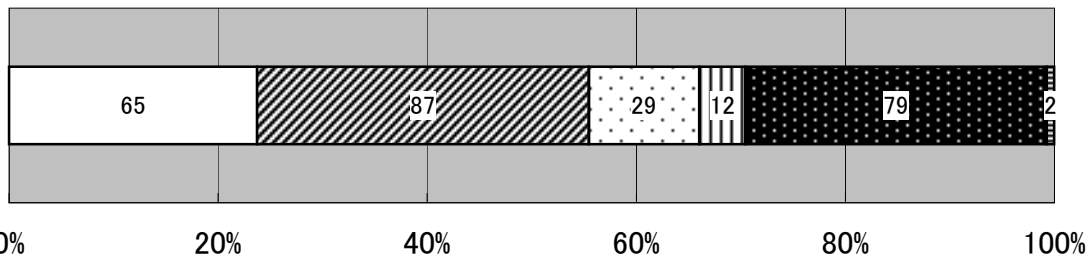


あなたは、本をどれくらい読みますか？



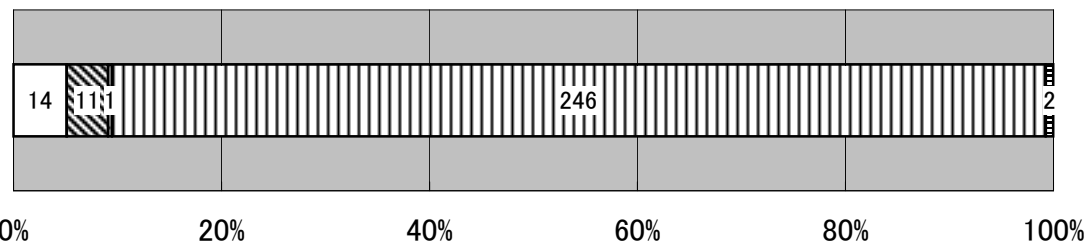
□月1冊程度 ▨月2~4冊程度 □月5冊程度 ▤月10冊程度 ■ほとんど読まない

あなたのお子さん(お孫さん)は、本をどれくらい読みますか？



□月1冊程度 ▨月2~4冊程度 □月5冊程度 ▤月10冊程度 ■ほとんど読まない □無答

あなたは須崎市立図書館をどれくらい利用しますか？



□月1回位 ▨月2~3回位 □月4回位 ▤ほとんど利用しない □無答